

第90回長野市都市計画審議会議事録

日時：令和6年8月9日（金）
午後2時

場所：第一庁舎7階
第一・第二委員会室

長野市都市整備部都市計画課

第90回 長野市都市計画審議会 次第

日 時 令和6年8月9日（金）午後2時～

場 所 長野市役所第一・第二委員会室（第一庁舎7階）

1 開 会

2 長野市あいさつ

3 委嘱書交付・委員紹介

4 事務局自己紹介

5 会長選出

6 会長職務代理者の指名

7 議 事

(1) 都市計画制度の概要及び都市計画審議会について 【資料1】

(2) 報告事項

(3) 調査事項

ア 都市計画道路の見直しについて

【資料2】

(4) その他

イ 優先整備路線の選定について

【資料3】

8 その他の

9 閉 会

◎長野市都市計画審議会委員

- | | | |
|-----|-------|---|
| 1番 | 柳沢吉保 | (長野工業高等専門学校 誉教授) |
| 2番 | 築山秀夫 | (長野県立大学 教授) |
| 3番 | 梅干野成央 | (信州大学工学部 准教授) =欠席 |
| 4番 | 寮 亜樹 | (長野県司法書士会長野支部司法書士) |
| 5番 | 伊東亮一 | (公益社団法人長野県建築士会ながの支部幹事) |
| 6番 | 加藤英夫 | (長野市議会議員) |
| 7番 | 箱山正一 | (長野市議会議員) |
| 8番 | 西脇かおる | (長野市議会議員) |
| 9番 | 滝沢真一 | (長野市議会議員) |
| 10番 | 清水美加子 | (長野市議会議員) |
| 11番 | 鈴木洋一 | (長野市議会議員) |
| 12番 | 伊藤隆三 | (長野商工会議所副会頭) |
| 13番 | 小池宏明 | (長野農業協同組合常務理事) |
| 14番 | 酒井國夫 | (長野市民生委員児童委員協議会副会長) |
| 15番 | 挟間孝 | (NPO法人ヒューマンネットながの理事長) |
| 16番 | 伊藤宗正 | (長野市商工会副会長) =欠席 |
| 17番 | 小田川 豊 | (国土交通省関東地方整備局長野国道事務所 所長)
代理 小松輝男 副所長 |
| 18番 | 坂口一俊 | (長野県長野建設事務所 所長) |
| 19番 | 松島敏史 | (長野中央警察署 署長)
代理 茂木 学 交通第二課課長 |
| 20番 | 近藤利章 | (長野市農業委員会東部地区調査会 会長) |

◎説明のための出席者

都市整備部部長	北 澤	善 幸
都市計画課課長	轟	誠
都市計画課主幹兼課長補佐	古 澤	潤
都市計画課課長補佐	藤 澤	大 輔
都市計画課係長	龜 井	欣一郎
都市計画課係長	外 山	平
都市計画課主査	中 澤	大 輔
都市計画課技師	高 山	大 輝

◎事務局出席者

都市計画課主幹兼課長補佐	竹 内	昭 夫
都市計画課主事	宮 川	真 夏

◎開会

○司会 定刻になりましたので、ただいまから第 90 回長野市都市計画審議会を開会いたします。本日の進行を務めます、都市計画課の竹内と申します。よろしくお願ひいたします。

はじめに、本日の審議会は公開となりますので、ご了承ください。

会議に先立ちまして、定足数の確認を申し上げます。長野市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定によりまして、定足数は委員 20 名の過半数となっております。本日ご出席の委員は 18 名でございますので、会議は成立となります。

本日の進行につきましては、お配りしております次第に従って進めてまいりますが、その前に資料の確認をお願いいたします。資料は、過日郵送でお届けしたものと、本日、机の上にお配りさせていただいたものでございます。先に郵送した資料といたしまして、次第、資料 1、資料 2-1、2-2、資料 3-1、3-2。次に本日お配りした資料が、委員名簿、座席表、参考資料でございます。ご確認いただきまして、資料に不足がある方はお申し出ください。

それではお手元の次第に従って、進めてまいります。はじめに、都市整備部部長の北澤からごあいさつを申し上げます。

◎長野市あいさつ

○事務局 皆さんこんにちは。都市整備部長の北澤でございます。日頃よりお世話になっております。本日は、お盆前の殊に大変お忙しい中、また 1 年でも最も一番暑いこの時期に、さらに昨日大きな地震がございまして、南海トラフの前兆なんて話もございます。そういった中で、特に行政機関の方をはじめ、色々な段取りや体制もあろうかと思います。そのようなお忙しい中、ご出席を賜り、ありがとうございます。またこの度、長野市都市計画審議会委員の就任を快くご承諾いただき、心より感謝申し上げます。引き続き審議委員をお引き受けいただきました皆様には、今後も、本市の都市計画につきまして、ご指導、ご助言をお願い申し上げます。そして今回、新たに審議委員になられた皆様におかれましては、それぞれの立場で、本市のまちづくりに対しご指導を賜りますよう、併せて申し上げ、お願ひ申し上げます。

さて本日ご審議をお願いいたします案件は、1 件と調査事項でございます。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。終わりに、委員の皆様のますますのご活躍とご

健勝をご祈念申し上げ、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

◎委嘱書交付、委員紹介

○司会 都市計画課 課長の轟から、委員の皆様をご紹介申し上げます。紹介を受けられた委員の方は、恐れ入りますが、その場でご起立をお願いいたします。

○事務局 都市計画課 課長の轟です。このたび、当審議会の改選により、委員の皆さまが交代となりました。本来であれば、お一人ずつ委嘱書をお渡しすべきですが、時間の都合もあり、あらかじめお手元に委嘱書をご用意いたしましたので、ご了承をいただきたいと思います。それでは、委員の皆様をご紹介申し上げます。

長野工業高等専門学校 名誉教授 柳沢 吉保様、長野県立大学 教授 築山 秀夫様、信州大学工学部 准教授 梅千野 成央様、本日はご欠席でございます。長野県司法書士会長野支部 司法書士 寮 亜樹様、公益社団法人長野県建築士会ながの支部 幹事 伊東亮一様、市議会議員 加藤 英夫様、同じく、箱山 正一様、同じく、西脇 かおる様、同じく、滝沢 真一様、同じく、清水 美加子様、同じく、鈴木 洋一様、長野商工会議所副会頭 伊藤 隆三様、ながの農業協同組合 常務理事 小池 宏明様、長野市民生委員児童委員協議会 副会長 酒井 國夫様、N P O 法人ヒューマンネットながの 理事長 挟間孝様、長野市商工会 副会長 伊藤 宗正様、まだ遅れておられるということでございますので、現在は欠席でございます。国土交通省関東地方整備局長野国道事務所 所長 小田川豊様、本日は代理で、長野国道事務所 副所長の小松 輝男様にご出席をいただいております。長野建設事務所 所長 坂口 一俊様、長野中央警察署 署長 松島 敏史様、本日は代理で、長野中央警察署 交通第二課 課長 茂木 学様にご出席をいただいております。長野市農業委員会 東部地区調整会 会長 近藤 利章様。以上です。皆様の任期につきましては、「長野市都市計画審議会条例」第3条の規定により、令和8年3月末までとなります。よろしくお願ひいたします。

◎事務局自己紹介

○司会 次に、本日出席しております、事務局職員の自己紹介をいたします。

○事務局 改めまして都市整備部長の北澤でございます。都市計画課長の轟と申します。改めまして、主幹兼都市計画課課長補佐の竹内と申します。同じく、都市計画課主幹兼課課

長補佐の古澤潤と申します。都市計画課課長補佐の藤澤と申します。都市計画課係長の龜井と申します。都市計画課係長の外山と申します。都市計画課の中澤と申します。都市計画課の高山と申します。都市計画課の宮川と申します。

◎会長選出

○司会 続きまして、会長の選出についてお諮りいたします。本審議会条例第5条第1項により「審議会に会長を置き、学識経験者として委嘱された委員のうちから、これを定める」こととなっております。ご意見がございましたらお願ひいたします。はい、挾間様お願ひいたします。

○委員 委員の挾間ですが、ご提案させていただきます。都市計画マスタープランの改定やまちづくりに関する審議会や委員会に関わっていて、長野市の都市計画を熟知されている、長野工業高等専門学校 名誉教授の柳沢委員さんに、会長をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○司会 ありがとうございます。ただいま、挾間委員から長野工業高等専門学校 名誉教授 柳沢委員に会長をお願いしたいとの、ご提案がございました。よろしいでしょうか。他に意見がないようでしたら、柳沢委員に会長をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。ただいま、承認の拍手をいただきましたので、ここで柳沢委員に会長をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。それでは柳沢委員、会長席への移動をお願いをいたします。それでは柳沢会長から一言、就任のごあいさつをお願いいたします。

○会長 ただいま、会長にご推举いただきました長野工業高等専門学校 名誉教授の柳沢でございます。会長就任にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。豊かな市民生活を送るためのまちづくりの基礎として、都市の基盤整備は大変重要であり、市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議する都市計画審議会が担う役割は、大きくなっていると考えます。そのため、当審議会においても、これまで同様、重要な案件の審議をすることになると思いますが、議案の審議に関しましては、慎重かつ円滑に進めてまいりたいと考えておりますので、 委員の皆様方にはより一層のご支援とご協力を願い申し上げます。簡単ではございますが会長就任のあいさつとさせていただきます。

◎会長職務代理者の指名

○司会 会長、ありがとうございます。続きまして、本審議会条例第5条第3項の

規定により、「会長の職務を代理する委員をあらかじめ会長が指名すること」となっておりますので、柳沢会長から職務代理者を指名いただきたいと存じます。

○会長 それでは、私から、長野市の立地適正化計画、マスタープランにも加わっていただきまして、部会長も行っていますが、築山委員様に会長の職務代理者をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○司会 築山委員よろしいでしょうか。

○委員 よろしくお願ひいたします。

○司会 ありがとうございます。築山委員よろしくお願ひいたします。これから議事に移りますが、その前にマイクの操作について説明いたします。発言される際はお近くの卓上機器の楕円形の部分を押していただき、緑色のランプが点灯したことをご確認いただいてからご発言をお願いします。ご発言が終わったら、再び楕円形の部分を押していただき、緑色のランプが消灯したことをご確認願います。

それでは、議事に移ります。審議会条例第6条第1項の規定によりまして、柳沢会長に議長をお願いします。

◎議事

○議長 委員の皆様方におかれましては、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。次第のとおり、本日の審議案件は、調査事項が1件となっております。

皆様方からご意見をいただきながら実りのある会議にしたいと思っております。また議事の進行が円滑に運びますよう、ご協力のほどよろしくお願ひ致します。本日の議事録の署名は、伊東 亮一様と、小池 宏明委員様にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。それでは、審議会の運営について、事務局から説明をお願いします。

(審議会の運営について)

○事務局 それでは、審議会の運営について説明いたします。参考資料の7ページをご覧ください。市では市の審議会について、「審議会等の会議の公開に関する指針」を定めており、3の規定のとおり、市の審議会は原則、公開となります。また、7の規定の通り、議事録も公表されます。この指針を受けまして、5ページの「長野市都市計画審議会運営細則」を定め、運用しているところでございます。審議、議事録の公開については、第2に定めています。

また、傍聴に関する事項は第3に定めています。なお、前回の第89回審議会において、多数の傍聴申し込みがあったため、今回、傍聴に関する部分について、一般傍聴人と報道関係者の傍聴について項目を分けて明確化をおこない、一般傍聴人に関して第3を改正し、報

道関係者に関しては第6に追加をしております。

続きまして、議案の採決方法については、第4に定めております。意見書が提出された案件、及び、意見書の提出がない案件でも委員から異議があった場合は、無記名投票により採決を行い、それ以外の案件については挙手による採決となります。

なお、意見書の提出に関しましては、後ほど都市計画制度の概要及び都市計画審議会について、都市計画決定手続きの流れの中で説明いたします。以上でございます。

○議長 はい、ご説明ありがとうございました。ただいまの説明に対しまして、質疑等ありますでしょうか。ありましたら挙手にてお願ひいたします。

特にご意見がないようですので、この取り扱いに従いまして審議会を運営してまいりたいと思います。皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

((1) 都市計画制度の概要及び都市計画審議会について)

○議長 では次に、都市計画制度の概要及び、都市計画審議会についてということで事務局の方からご説明をよろしくお願ひいたします。

○事務局 それでは説明させていただきます。今年度は当審議会の委員改選がございましたので、改選から最初の審議会となります今回は、都市計画制度の概要や都市計画審議会の位置付けなどについて、全体像をご説明させていただくお時間をいただきたいと思います。前回任期からご継続いただいた委員様、また学識豊富な委員様には、あるいはお耳汚しかもしれませんが、何卒、ご容赦いただきますようお願ひいたします。

それでは、資料1「都市計画制度の概要及び都市計画審議会について」をご覧ください。また、前方のスクリーンにも映しておりますので、併せてご覧いただければと思います。表紙をめくっていただきまして、まず、「都市計画行政をめぐる社会背景」についてご説明いたします。

3ページ、「地方都市をめぐる社会背景」につきまして、委員の皆様には、ご承知のとおり、急速な人口減少と少子高齢化が進行して、市街地の低密度化が進んでおります。また、将来的には、生活利便施設等のサービス維持にも懸念が生じるような状況になっています。そして、下の段の表は1970年から2010年への人口、また人口集中地区DIDの面積の変化を表したものです。人口は2割程度増加しましたが、人口集中地区DIDの面積は倍増し、低密度化が進行しました。また、2040年には、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計によれば、1970年と同水準の人口まで再び減少するとされています。

次のページでは、人口減少の推移を現したグラフを表示しております。長野市は、全国平均より早く都市人口の縮小期に転換したことがわかります。

次のページは、人口拡大期の都市の変化をイメージした模式図でございますが、前方のスクリーンを使ってご説明いたしますので、ご覧ください。

まず、まちには計画された都市計画道路の整備が進んで、郊外の道路沿いには、沿道サー

ビス店舗などの立地も進みました。いわゆる「モータリゼーション」進展の時代です。経済成長に伴って、人口も工業出荷額も増加する状況でした。おのづと、人が住む場所や工場を建てる土地が街に不足しないように、対策が必要となりました。そのため、成長拡大していく都市の将来像を見据えて、都市計画上の方策として、住宅地や商業産業用地を拡大するための枠、いわゆるフレームを確保することとしました。

つまり、都市計画制度上においては、市街化区域を市街化調整区域側に広げる、いわゆる“市街化編入”を進める方向で、区域区分を都市計画変更してきました。さらに急激な住宅需要に対応するために、当時は、市街化調整区域であっても、大規模にまとまった土地で一体開発した団地の造成が、制度上は可能でした。

こうして、人口拡大期においては、市街地も拡大していきますが、無秩序で拡散的に拡大するような乱開発、いわゆる“スプロール現象”が発生する懸念も同時に生じました。スプロールが進むと、インフラ整備などにおいて、経済効率が悪化します。また、例えば、住宅地のすぐ隣に、騒音や煙が発生する工場が立地するなど、良好な環境形成が阻害されてしまいます。そこで、都市計画には、いわゆる“用途純化”という考え方があり、土地を利用目的ごとにゾーニングするために、用途地域の指定を行うなど、土地や建物に規制をかける対策を行ってきました。

ところが、次のページをご覧ください。高度経済成長期は終わり、バブル経済崩壊も経験して、そして現代に至っては、少子高齢化が進み、都市の人口が縮小していく状況になりました。スプロール対策として土地利用規制を継続していくことは、引き続き必要ではありますが、あらたな課題として、拡大した市街地において、低密度化が進行し、低未利用地や空き家が生じてきました。いわゆる「都市のスポンジ化」と表現される状況です。そのため、効率的な都市経営のための施策として、居住や都市機能を徐々に集約誘導するような必要が生じています。

そこで、我々が目指すのは「コンパクトプラスネットワーク」のまちづくりでございます。ページをお捲りください。“人口減少・少子高齢化”、“拡散した市街地”、“激甚化する自然災害”などの、現在の都市が抱える課題に対して、都市の拠点を定め、それを公共交通で結んだ「多極ネットワーク型コンパクトシティの都市構造」を目指して、法規制による強制ではなく、ある程度長い時間軸をもって緩やかに誘導していくような施策を進めていく考えです。こうした「密度の経済」を求めていく取り組みによって、中心的な拠点エリア以外でも、地域拠点や生活拠点に対して、それぞれの機能を集約、維持することで、地域全体を支えていくような都市構造の確保につながっていく、と考えられています。

次のページをご覧ください。それでは、2番目に、都市計画制度について、引き続きご説明いたします。9ページをご覧ください。日本全国の土地利用については、国土利用計画法いわゆる“国土法”に基づいた全国計画である“第6次国土利用計画”により進められています。

そして、長野県では、“第5次土地利用基本計画”が進められてきました。全国計画にあわせて第6次計画に改定予定と伺っております。これら土地利用に関する基本的な計画においては、地域を5つに区分する組み立てが採用されています。ここで、我々が取り扱う“都市地域”は、その5地域のうちの1つ、とされており、主に都市計画法に基づく運用がなされているところでございます。

具体的には、長野市において、2つの都市計画区域、長野都市計画区域と、飯綱高原都市計画区域が定められています。それぞれの都市計画区域は、県の定める区域マスタープランを方針として、整備・開発・保全を行うこととされています。そして、長野都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域に区域区分されております。いわゆる「線引き」都市計画区域、と呼ばれるものでございます。そして、県の区域マスタープランと長野市総合計画を上位計画として、長野市都市計画マスタープランが策定されております。加えて、平成26年の都市再生特別措置法の改正により、市町村は、立地適正化計画を定めることができるようになりました。

そして、都市計画は、大きくなくなりで3つの区分、①土地利用規制、②都市施設、③市街地開発事業に分類されますが、それぞれについて、いわゆる「都市計画決定」を行い、都市経営を行っていく制度設計になっています。また、新たに加わった立地適正化計画により、先ほど申し上げました「コンパクトプラスネットワーク」のまちづくりを実現するために、住宅や都市施設の立地の適正化、誘導施策を行うこととされています。

次のページをご覧ください。左側、まず、「長野市都市計画マスタープラン」につきましては、長野市全体の都市の構造を整理したうえで、“市全体の都市づくりの構想”や“市内12地域ごとのまちづくり構想”などを定めています。そして、平成29年3月に新規策定した、

「長野市立地適正化計画」は、長野都市計画区域のみを対象範囲としており、市街化区域の内側を、さらに居住誘導区域を定めて絞り込み、都市のコンパクト化の方向性を示して誘導を図っていく計画となっております。また、市内に4か所の都市機能誘導区域、長野、北長野、篠ノ井、松代、を設定し、それぞれの区域には、誘導すべき都市施設を定めています。

次のページにまいりまして、“都市計画基礎調査”についてご説明します。都市計画を策定するには、その計画の合理性を確保するとともに、個人の権利を制限することから、公平性・公正性も担保しなければなりません。そのため、法定で「都市計画基礎調査」を実施することが義務化されており、そのデータに基づいて、根拠ある都市計画を運用することとされています。調査の対象は、人口や産業、土地利用、建物など多岐に及び、例えば、図のように土地利用現況の把握などの資料を作成して、都市計画の再確認などの参考にします。

次の12ページに進みます。先ほど、9ページの都市計画制度の構造の説明において、「①土地利用規制」・「②都市施設」・「③市街地開発事業」という、大きく3つの分類により、それぞれ都市計画決定を行うことについてお話をさせていただきました。そこで、まず、①の土地利用規制につきまして、ご説明いたします。都市計画法による土地利用規制は、ご覧の図

のとおり、レイヤ構造、いくつかの規制からなる層を重ね合わせたものとなっております。

上から、まず、“区域区分”です。都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する、いわゆる“線引き”を行うものです。上から2層目のレイヤは、“地域地区”です。主なものに“用途地域”があり、マクロな視点で住居系、商業系、工業系などに土地の用途を規制する、ゾーニング規制です。3層目は、“都市施設と市街地開発事業”です。こちらのレイヤでは、都市計画道路や公園などの都市施設のほか、区画整理、再開発などの市街地開発事業を都市計画決定して、その区域を明示します。区域内は、将来の施設整備や事業施行に支障が無いよう、建築制限など一定の土地利用規制がかかります。そして、4層目には、“地区計画”が定められており、より小さな、一定のまとまりをもった「地区」ごとに、実情にあったきめ細かい規制で、まちづくりを行うものです。

以上のようなレイヤの重なりにより、都市全体の計画の見取り図が成立する構造で、都市計画における土地利用規制が、組み立てられております。

次は、「②都市施設」についてです。都市計画道路や都市公園、駅前広場など、都市環境に必要な施設が、都市計画法に都市施設として定められています。これを「都市計画決定」して、あらかじめ計画に定めておきます。そうすることで、計画の段階で区域を明確化し、外部へ明示することができます。

次の14ページをご覧ください。都市計画施設の区域内は、将来の事業のために、土地利用について一定の規制がかかります。代表的なものに、都市計画法第53条、54条による建築制限がございます。区域内に建築可能な建物は、将来の事業の大きな支障とならないよう、2階建てまでにするなどの基準が設けられ、あらかじめ許可が必要となっています。

このように、事業施行のために、その区域内には規制が、かかり続ける一方で、都市計画決定してから、長期にわたり事業が行われていない都市計画施設が、まだ残っている現状がございます。都市計画は、時間軸を長期に考える、いわば“100年の計”であり、継続性が要請されます。

しかしながら、長期的に見れば、都市の将来像は変わりうるものもあります。そこで、都市計画基礎調査などの客観的なデータに基づいて、必要性や配置、規模について再検証して、より効果的・効率的な計画となるよう、継続的に見直しに取り組むことが必要である、とされています。

次に、「③市街地開発事業」です。こちらは、都市施設と異なるところは、一定のエリア内において、総合的な開発を一体的に行うというものです。こちらは、主に、土地区画整理と市街地再開発がございます。このほど2月に、長野駅前B-1地区において、新たに第一種市街地再開発事業が都市計画決定されたところでございます。

最後になりますが、3番目、都市計画審議会の役割についてご説明いたします。都市計画審議会は、都市計画法にて定められた、“法定組織”です。行政機関、つまり長野市の諮問に応じて、「都市計画に関する事項を調査審議し、また、建議することができる。」とされてお

ります。

これは、都市計画は、土地に関する私的財産権に制限を加えるので、第三者による公正な判断が必要となります。そのため、行政機関である長野市だけで決めるのではなく、学識経験者、市議会議員、関係行政機関職員、民間諸団体代表者、などの方々から構成された、当審議会において、調査・審議を経たうえで、都市計画を決定します。

そこで、次のページ、長野市都市計画審議会の具体的な役割でございます。まず、市が決定する都市計画に関する審議です。土地利用規制の面では、用途地域や防火地域などの地域地区、都市施設においては、都市計画道路や公園など、市街地開発事業においては、土地区画整理事業や市街地再開発事業、そして、地区計画、これら市決定の都市計画に係るご審議をお願いしております。

次に、県が決定する都市計画につきましても、長野市が関係する都市計画決定を行う際には、県からの協議に対して、市の意見を回答することができますので、その都市計画に係るご審議をお願いいたします。

具体的な県決定案件としては、都市計画区域そのものや、区域区分、いわゆる“線引き”に関して、新規や変更の決定を行う場合です。また、都市計画道路におきましても、国道や県道の場合には、県決定となります。なお、市街地開発事業においては、大規模なものや市町村をまたぐものなどは、県決定案件となります。

さらに、以上のような、都市計画決定に係るもののはかにも、都市計画に関する諸問題について、提言・意見をお願いしております。具体的には、都市計画マスタープラン・立地適正化計画の改定や、都市計画道路に代表される都市施設の見直しなどを行う場合に、有識者からなる検討部会を別途設置して、提言等をいただく場合がございます。

なお、令和9年4月を目指し、都市計画マスタープランと立地適正化計画の同時改定の時期を迎えますので、来年度、令和7年度から2カ年にわたる検討部会の設置について、また改めてご相談させていただきたいと考えております。何卒、よろしくお願いいたします。その他、ごみ焼却場などの処理施設については、建築基準法上の許可に関して審議を行っていただきます。

そして、最後に、都市計画決定の手続きの流れについてご説明いたします。まず、大雑把な流れとしては、決定までに、通常2回の審議会にてご審議いただきます。1回目の審議会では、“調査事項”としてご審議いただき、都市計画案を作成するために開催させていただきます。実際の流れとしましては、まず、検討すべき都市計画に係る地元や関係機関に対して、事前に説明や周知、調整を任意で行い、都市計画の素案を作成いたします。

この素案について、一般に閲覧できるようにして、公聴会を開催する旨の公告を行います。並行して、県事前協議を行います。そして、意見陳述の申し出があれば、公聴会を開催します。そのうえで、まず1回目の審議会案件となり、都市計画案を作成します。

そして、2回目の審議会では、“審議事項”として付議させていただき、採決により都市計

画案を審議会として“決定”または“否決”していただきます。実際の流れとしましては、都市計画案は、法定の2週間、公告・縦覧されます。このとき、住民・利害関係人は、意見書を提出することができます。

なお、冒頭に審議会の運営について、「運営細則」の内容とともにご説明させていただきましたが、ここでいう「意見書」が提出された案件については、採決の際には、無記名投票によることとさせていただいております。

フローに戻りまして、この公告・縦覧のタイミングで、並行して、県知事に対する本協議を行い、都市計画案について協議回答をいただきます。そのうえで、2回目の審議会に付議させていただきます。ここで採決により、その都市計画案を過半数により決していただくことができましたら、市が都市計画決定し、告示・縦覧して公のものとなります。

次に県決定の案件の流れでございますが、基本的には、市の都市計画審議会の流れと同様に、行政機関である長野県と、長野県都市計画審議会によってすすめられます。なお、県決定の場合は、国に対する協議や同意と、関係市町村への意見聴取が必要になります。さらに、区域区分、線引きにおいて、市街化区域が広がり、農地が縮小される場合には、国土法に基づく5地域間の協議、特に農業地域との調整が必要になります。いわゆる“農政協議”です。

また、県は国土法に基づく土地利用基本計画を策定することとされていますので、線引き変更によって計画の変更が必要になる場合があります。そこで、長野県総合計画審議会、いわゆる“総計審”に付議されて、土地利用基本計画の変更が行われます。そして、県決定案件において、当市への意見聴取が行われましたら、当審議会を開催のうえ、ご審議いただいた意見を提出いたします。資料は、ここまでになります。

これから、委員の皆様には、第三者法定機関である当審議会において、ご審議、ご意見などを頂戴することになりますが、重ねてお願いを申し上げます。

以上で、資料1の説明を終わらせていただきます。

○議長 ご説明ありがとうございました。ただいまの社会情勢とそれから長野市が有すべき都市の構造のこと、それから都市計画の法制度、それから都市計画審議会の役割ということで、3つに分けてですね、ポイントを明確にして説明をしていただきました。

ただいまの説明で、何かご不明な点等ありましたら、挙手していただいてご質問いただければと思います。いかがでしょうか。

○議長 5ページも6ページもそうなんですけれども、都市計画区域外、基本的には都市計画区域内での議論となるんですが、都市計画区域外については、こちらの審議会では取り扱わないということでおろしいでしょうか。

○事務局 都市計画区域外につきましても、例えば都市計画決定は基本、例外がございますが、ほとんどのものが都市計画区域内で行われます。ただ、都市計画マスタープランにつきましては、都市計画区域内だけでなく、長野都市計画区域と飯綱高原都市計画区域両方

を含めた、中山間地域も含めた市全体のマスタープランについて、提言をいただくような形になりますので、必ずしも都市計画区域外は全く取り扱わないというものではございません。

○議長 ありがとうございます。その他にいかがでしょうか。なかなか都市計画の場合は枠組みがあったり、法制度も都市計画法とか建築基準法とか色々な法制度があります。また地区計画などは条例があつたりして、非常に規則というか法律とかそういうのが、混在していますから、すごく混乱しやすいんですね。

もし分からぬところがありましたら、ご質問いただければと思いますが、いかがでしょうか。パッと見て、すぐに疑問等湧かないかもしれません、もし、何かそういう疑問がありましたら、また事務局に聞いていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

非常に分かりやすくポイントをまとめていただきましたので、おそらく、これから色々な案件審議していただく際には、参考になるかと思いますので、今後も活用していただければと思います。よろしくお願ひいたします。

この件につきまして議事終了させていただきますがよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは続きまして、報告事項について、事務局からよろしくお願ひいたします。

((2) 報告事項)

○事務局 令和6年2月8日の「第89回長野市都市計画審議会」において審議された議案は、次のとおり処理されましたのでご報告いたします。(1) 市決定 長野都市計画 地区計画の決定 令和6年3月1日 長野市告示 第103号。(2) 市決定 長野都市計画 下水道の変更 令和6年3月4日 長野市告示 第112号。(3) 市決定 長野都市計画 第一種市街地再開発事業の決定(長野駅前B-1地区) 令和6年2月22日 長野市告示 第90号。

(4) 市決定 長野都市計画 高度利用地区の変更(長野駅前B-1地区) 令和6年2月22日 長野市告示 第91号。以上です。

○議長 ご説明をしていただきました。これについては特によろしいでしょうか。報告ということですので、よろしくお願ひいたします。

((3) 調査事項ア 都市計画道路の見直しについて)

○議長 では続きまして、調査事項の方に移らさせていただきます。調査事項のア、都市計画道路の見直しについて、これにつきまして事務局の方からご説明よろしくお願ひいたします。

○事務局 調査事項のア、都市計画道路見直しについて、ご説明させていただきます。資料2-1をご覧ください。また、前方のスクリーンにも資料を映しておりますので、併せてご覧いただければと思います。

それでは、2ページをご覧ください。はじめに、本市の都市計画道路の現状についてご説明します。現在の長野市の都市計画道路網は、昭和44年に概ね形成されました。計画の

全延長は260キロメートルほどになりますが、そのうちの37%、96キロメートルほどが未整備区間として残っており、計画決定から50年以上経過しているような状況です。そのため、「将来にわたって、選択と集中による効果的な整備を推進するため、適切な規模や配置となるように都市計画道路網を見直す」よう、取り組んできたところでございます。

2点ほど補足説明をさせていただきたいと思いますので、前方のスクリーンをご覧ください。まず、都市計画道路の見直しに関する「国の政策の動向」についてです。立地適正化計画を制度化する法改正の際、国会での議決に併せて“付帯決議”が出されており、国土交通省に対して、都市計画道路の見直しについて、地方公共団体へ助言を行うよう求めています。これを受け、国土交通省では、運用指針や手引きにより技術的助言を行い、加えて、国庫補助や交付金についても、見直しの取り組みの有無について重点配分要件に位置付けるなど対応がなされています。手引きの中では、整備に未着手である区間の中には、当初の都市計画決定から長期間が経過しているものもあり、再検証に積極的に取り組むこととされており、見直しの取り組みが重視されています。本市でも、先ほどご説明したとおり、55年前の計画なのでここに該当するという状況です。

続いて、2点目、長期間が経過している未整備都市計画道路の課題についてです。左側のイメージ図をご覧いただきますと、赤く着色された部分が都市計画道路の計画区域でございますが、この範囲には、都市計画法の第53条、及び第54条に基づく建築制限がかかっています。具体的には、建物を建てる際に、2階建て以下にするなど、基準をクリアして、許可を受けていただく必要があります。

イメージ図の中で、手前の木造や2階以下で地下がない一般の住宅であれば、都市計画道路の区域内であっても建築が可能となり許可をしなくてはなりません。中段の建物のように区域から外れていますと都市計画法の制限がかかりませんので、鉄筋コンクリート造や3階以上の建物の建築は可能です。ただし、一番奥のように、区域内で同じような建物を建築することはできません。

このような規制により、道路を実際に整備する際には、建物などに対する補償の費用を抑えることができますが、一方で、長期間未整備となっている都市計画道路においても、その規制がかかり続けていることが課題となっています。

資料に戻りまして、3ページをご覧ください。見直しの経過についてご説明します。過去には、第1回の都市計画道路の見直しを行っており、平成24年度に「都市計画道路見直し案」を公表し、平成29年に都市計画道路裾花堤防線を廃止する都市計画決定を行いました。そして、今回の見直しは、第2回となりますが、令和2年度に、本審議会において検討部会を設置していただき、見直しの原案作成にむけて検討を進めていただきました。そして、令和3年の8月から9月にかけて、パブリックコメントを実施して、その結果を反映した見直し素案を作成しました。令和4年度から5年度にかけては、見直し素案において廃止候補とされた路線に關係する地区の、住民自治協議会に意見聴取を実施いたしました。前々回の第

88回の審議会では、その意見聴取結果をご報告したところでございます。

なお、第89回の審議会では、市が優先的に整備していく路線の選定について案のご提示をさせていただきました。そして本日の審議会では、都市計画道路見直し案をご報告いたしますので、ご審議いただくところでございます。

4ページをご覧ください。見直し案作成のフローについてご説明いたします。まず、未整備都市計画道路を対象に、評価作業を行いました。作業の内容としまして、まず、第1段階で「客観的な指標に基づく評価」を行いました。路線ごとに「有効性」、「代替性」、「実現性」の観点から評価しました。第2段階では、上位関連計画等との整合や第1段階の評価を複合的に検証するなど、道路網としての総合的な検証を行いました。第3段階では、都市計画道路の廃止が交通需給バランスに与える影響をシミュレーションすることで検証しました。

評価作業につきまして、こちらも前方のスクリーンにて補足説明をさせていただきたいと思います。第1段階 客観的な指標に基づく評価の「有効性」については、交通機能、市街地形成機能、防災機能、収用空間機能、都市環境機能といった視点から効果を評価しました。例えば、交通機能では都市間や都市内の円滑な移動を確保できるか、防災機能では、火災発生時の延焼防止や災害発生時の避難支援などの効果、収用空間機能では無電柱化のようなライフラインの埋設による効果など、計画道路を整備することにより、期待される効果、機能、その発現はどの程度かという視点で評価を行いました。

「代替性」については、新たに未着手の都市計画道路を整備しなくとも、近傍にある既存の道路が活用できるのではないかといった、代替機能を果たせる現道活用の可能性での観点で評価を行いました。代替路については、既存道路の幅員や歩道の有無、未着手の都市計画道路からの距離などに着眼点を置きました。

「実現性」については、事業実施するまでの課題の有無を確認しました。事例としまして、松代地区内の都市計画道路 海津西条線は、国の重要文化財「旧横田家住宅」を分断する位置にありますが、これは都市計画道路の計画決定後に、「旧横田家住宅」が重要文化財の指定を受けたことによりこういった状況となっております。また、周辺の土地利用や道路の整備状況の変化より、都市計画道路の整備より、歴史的街なみの文化的、観光資源的価値のほうが重要な場合に課題があると評価しました。

第2段階の「道路網としての総合的な検証」におきましては、区間別に行った客観的な指標に基づく評価を基に、都市計画道路を道路網として総合的に検証するため、5つの事項について順に検証を行いました。はじめに「上位・関連計画との整合」では長野市総合計画をはじめとする上位計画、産業立地ビジョンのような関連計画との整合を検証しました。

次に「コンパクト+ネットワーク」、次に先ほどご説明しました代替性に係る「既存ストックの活用」、実現性に対し課題がある区間についての「実現課題の検証」、最後に「事

業の連続性、路線としての機能」では前後や近隣区間との事業連続性や路線としての機能について、総合的に検証しました。

そして、第3段階の「交通需給バランスの検証」では、廃止候補区間を削除して、道路交通シミュレーションを行い、交通需給バランスに与える影響を検証しました。右の図では、将来交通量推計ネットワークにおいて、廃止候補の路線を除いた時の交通量についてシミュレーション結果を比較して、廃止による影響を検証しました。そして、交通需給バランスに影響が生じないことを確認しました。ここまでが見直しにおける評価作業の内容となります。

以上が評価作業の補足説明となります。再び、資料4ページをご覧いただきまして、評価作業の結果として作成した見直し原案について、パブリックコメントを実施して、その結果を反映した見直し素案を作成しました。廃止候補路線については、特に関係する住民自治協議会へ意見聴取を行うとともに、さらに、関係機関との調整、関連計画との整合を行い、総合的に判断して、廃止候補を8路線から6路線へ変更し、この度の「都市計画道路見直し案」を作成いたしました。未整備路線96キロメートルを、49キロの「存続候補」、5キロの「変更候補」、35キロの「継続検討候補」、7キロの「廃止候補」の4つに分類し、「都市計画道路見直し案」としております。

5ページをご覧ください。都市計画道路見直し案の位置図北部版になります。凡例について、青色が存続候補、緑色が変更候補、橙色が継続検討候補、赤色が廃止候補です。また、現道がある路線は実線、現道がない路線は破線で表しています。北部での廃止候補につきましては、第一第二地区の城山小学校通りです。

6ページをご覧ください。都市計画道路見直し案の位置図南部版になります。南部での廃止候補につきましては、篠ノ井地区の塩崎中央線、松代地区の松代(停)線、海津西条線、松代中央線、西寺尾象山線です。廃止候補は計6路線約7キロメートルです。

なお、資料左側の区間番号51-2、51-3の篠ノ井小市線につきましては、計画に並行して現道の市道今井四ツ屋線が代替路として存在しているため、見直し素案の時点では廃止候補でしたが、現在検討が進められている「長野市産業立地ビジョン」において、周辺が産業団地開発候補地であるため、廃止については一旦保留して、継続検討候補に変更したものです。

また、資料右側の区間番号13-7、13-8の若穂地区の長野菅平線についても、長野市郊外に位置するため市街地形成機能などの有効性が低いこと、現道が2車線であることから既存道路が活用可能との評価より、見直し素案の時点では廃止候補でした。

しかし、落合橋の架け替えや、若穂スマートインターチェンジの整備など、周辺交通需要に変化が生じうことや、こちらも「長野市産業立地ビジョン」において、周辺に産業団地開発候補地があることもあり、継続検討候補へ変更したものです。

お手元の資料2-2をご覧ください。こちらが都市計画道路見直し案の位置図及び路線一覧表となります。1ページ目は長野市内の都市計画道路見直し案全体の位置図となります。

2ページから5ページは各路線、区間ごとの評価結果の一覧表です。5ページ目の下段には、整備状況の説明、評価結果の説明を記載しています。

資料2-1にお戻りいただき、7ページをご覧ください。今後の流れでございます。公表に向けて府内調整を行ったあと、8月下旬頃に市民の皆様に向けて、公表を行う予定としております。

また、見直し案を公表したあとは、廃止候補路線について、都市計画法に基づき廃止の計画決定の手続きを進めます。地元説明をはじめ、県協議、本審議会での少なくとも2回、ご審議をいただくなどの過程を経ていく必要がありますが、最終的に計画決定となるよう、順次手続きを進めてまいります。

説明は以上です。

○議長 ご説明ありがとうございました。こちらは複数期携わっていただいている委員さんは、何度も見た資料かと思います。令和2年から始まして、今現在6年度で、3ページにあるように見直しのための部会で6回検討していただきまして、その中で都市計画審議会でも確認をしていただいております。

また見直し案の作成におきましては、85回から89回まで3回、当審議会で確認をしてご意見をいただいているものでございます。そのような中で、評価作業等、かなり事細かく確認をしていただきまして、継続がいいのか、廃止しても大丈夫なのかということを慎重審議をしていただいた上で、今回の審議会にかかっているものでございます。

例えば6ページのところでは、長野菅平線につきましては、前回の審議会でも話が出していましたけれども、併せて産業団地開発の候補地であって継続検討候補に変更したいと。それから、51-2、3篠ノ井小市線につきましても、産業団地の開発候補であるため、継続検討項目に変更したいということで、今回提示させていただいているものでございます。

今後の流れも説明をしていただきましたけれども、こんな流れで進めていきたいということでおございます。今回の事務局からの説明につきまして、ご質問とご意見等ありましたらよろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

かなり慎重審議を重ねて何回も、この審議会にもかけていただいている部分ですので、よくご存知の委員さんも沢山おられるかと思います。こんな流れで進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 地元の説明会というのが、何回も言葉として出てきているわけですが住民自治協議会の意見聴取等も行っているんですね。改めて、地元の説明に入るということなんですけれども、住民自治協議会の意見聴取との違いを説明していただいた方が、地元に入るという説明が結構ありましたので、この辺りの区別区分けをご説明いただきたいです。

○事務局 はい。お答えさせていただきます。こちらの見直しの経過の中で、下段の中盤ぐらいの見直し案の作成というところで、パブリックコメント等をやった後に、検討部会

で作成していただいた原案から、パブコメを反映した見直し素案というものを作成しております。その段階では、先ほどの長野菅平線と、篠ノ井小市線も含めた8路線が廃止候補でございました。

ですので、廃止候補に関する地区に関しては、合意形成ということではなくて、あくまでこれは案を検討する上での情報を収集するという意味合いで、対象も住民自治協議会だけに限定して意見聴取を行ったというものでございます。そちらの意見聴取の結果を受けて、第88回のときに、その結果をご報告したところでございます。

これが今の案を作成するまでの意見聴取というものでございますが、これに対しまして、これから流れというところに書いてある地元説明等ございますが、これは単に地元住民自治協議会から意見聴取意見だけをいただくということではなくて、合意形成、完全な合意形成までは不可能であるとしても、法に基づく手続きを行ってまいりますということで、広く対象を役員さんだけではなく、沿道の市民の皆様に参加できるようにご周知申し上げるような、地元説明会を想定しております。

やり方については各地区、役員さんとご相談しながら、どんな形でどんな規模でやっていくかということはこれから、地元と調整というところはございますが、そういった意味合いで先ほどの住自協からの意見聴取とは、こちらの地元説明は趣旨が異なるというふうにご理解いただければと思います。

○議長 はい。補足説明していただきましてありがとうございました。このようなことで進めていきたいということでございます。皆様の方から、ご質問ご意見ありましたらよろしくお願ひいたします。

○委員 地元の皆さんと本当に長い間丁寧にやっていただいてありがとうございます。それで1つだけ聞きたいのが、資料2-1の5ページの、北部の位置図のところで、以前にも確かに聞きしたと思うんですけど、2本、構想路線がこの地図に入ってると思うんですけども、構想路線はそもそも都市計画道路ではないので、ここにこういうふうに出すのはおかしいんじゃないかと言った時に、確かにそれで前回、2-2の地図のように、実線ではなく、薄い灰色のものに変えたということを言われたと思うんですけども、2-1の方はまた、実線になっています。今後公表をしていったり説明していくときにはこれはどういう扱いにしていくんでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○事務局 大変失礼いたしました。前回のご指摘のとおり、確かに都市計画道路網としてのネットワークではございませんので、都市計画道路と同じような表示の仕方は、不適切だなど考えておりますので、こちらのパワーポイントの表示につきましては、その部分、私どものチェックが行き届いておりませんで、大変申し訳ございませんでした。

資料の2-2をご覧いただきまして、こちらが最終的に公表するイメージで作った全体図でございます。こちらは前回のご指摘いただいたときのように、他の道路は、グレーの直線で整備済みの一般的な道路を表示しておりますので、構想路線につきましては、その他の一

般の道路と同じようにグレーで表示させていただきまして、ただそれは言っても地元の皆様方との色々なお話し合いもあるような路線ではございますので、あくまで点線で、都市計画道路網とは違うけれども、他の道路と同じように、表示だけは残しておくというような対応で前回ご説明させていただいたと思いますので、公表の資料は前回のご指摘と、こちらでお答えした対応のように、公表していきたいと思っております。説明の資料が反映されておりませんで、大変申し訳ございませんでした。

○議長 よろしいですか。資料2-2に基づいて、公表していくということですのでよろしくお願ひいたします。その他にいかがでしょうか。

○議長 調査事項で先ほどの資料1のところでも説明していただきましたけれども、この調査事項に基づいて最終的には決定のための、審議していただくわけですけれども、この後は都市計画審議会調査審議というのはもう1回あるんですか。この図を見ると、そのように書かれている。決定は、太字の下の方、下から2番目ですが、都市計画審議会の議のところで行うということで、よろしいでしょうか。

○事務局 はい。今まで行ってきた作業はあくまで案の作成でございましたので、このベースの素案ができたところで、都市計画手続きに入っていくということになりますので、これから以降は通常どおりといいますか、最低2回の、まずは調査審議を経て、議論していただいた上での都市計画案でもって、進めたいと思っておりますので、実際に決を取っていただく前に、1回調査審議としてかけさせていただければと思っております。

○議長 はい。分かりました。このような流れで進めさせていただきますが、特に他にご意見等ございますでしょうか。お願ひいたします。

○委員 産業立地ビジョン、産業団地の候補ということで2路線が（継続検討候補に変更）というところですけども、これは府内での調整っていうのもあったということでしょうか。例えば、経済産業振興部ですか。そちらとの調整もあったという考え方でしょうか。

○事務局 お答えいたします。産業立地ビジョンを所管しております、今の企業立地課の方とは、その都度計画内容を協議、調整を受けているような状況でございます。そんな中で我々としても、篠ノ井小市線だったり長野菅平線は、そういう候補地に近いですが、ご意見ありますかということは重ねて調整しております。

ただ、あちらの計画は、まだこちらの未完成の都市計画道路というものは、勘案せずに、現在ある道路で言えばやはり、都市計画道路の見直しと産業立地ビジョンは計画および実施期間が異なるため、産業立地ビジョンの担当課では都市計画道路整備を前提にしているのではなく、現在ある道路で産業立地箇所までのアクセス性を評価しているようです。

ただ、そういう形で検討していくのは、先方の考え方かと思いますが、都市計画側からは、上位関連計画も含めて計画の見直しを図っていますので、一度廃止にしてしまうと元に戻すことは難しいため、先方と打ち合わせをするなかで、とりあえず現段階では当該道路を継続検討候補にしておいた方がよいと判断しました。

○委員 ありがとうございます。現在市内で候補地が8か所あるということで、この辺が例えばその（産業団地の）候補地から外れた時点で、この計画というのもまた新たに見直しということも考えられるということですか。

○事務局 篠ノ井小市線の場合は、特に地元の方からのご意見もいただいておりませんし、周辺道路の状況というのが大きく変わる要素というのも、あまりありません。

もしかしますと、この見直し作業を継続してやっていく中で、条件的に廃止と再度俎上に上るという可能性はあるかもしれません。

一方で、長野菅平線につきましては、こちらも同じ条件ではあるんですが、違うのはやはりスマートインターと落合橋の整備、こういったことの将来予測を当然した上で、需要予測ではあるはずなんですが、実際にそういったものが同時に起こった場合、その時点での現況という形で確認する方が確実なものではございますので、例えば、産業立地ビジョンの構築からなかなか候補として使われないとか、そういうこととはまた別の要素というものをまた勘案していかなければいけないのかなと思っております。

○委員 ありがとうございます。この見直しに関しては、本当に評価させていただきたいと思いますので、引き続きまたよろしくお願ひいたします。

○議長 ご質問、ご回答ありがとうございます。その他にいかがでしょうか。なかなかネットワークが複雑ですので、すぐには思い付かないかと思いますが、まだ調査事項の段階ですので、もし何かお気づきの点がありましたら、また事務局にお問い合わせいただければと思います。今回はこの調査事項案につきまして、ここまでとさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。それでは、調査事項アについては、この議事を終了させていただきます。

((4) その他イ 優先整備路線の選定について)

○議長 続きまして、その他イ 優先整備路線の選定について、これも事務局の方からご説明よろしくお願ひいたします。

○事務局 資料3をご覧ください。その他のイ、優先整備路線の選定について、ご説明いたします。

本件は、市の計画道路の整備方針を示すものであり、本審議会の決は不要な案件となります。これまで委員の皆様へご報告しながら検討を進めてきた経緯がございますので、報告させていただくものです。

2ページをご覧ください。都市計画道路の見直しに併せて、優先整備路線として市が優先的に整備する路線を選定し、公表を行います。目的は、一つ目に、都市計画道路の整備を重点的、効率的に推進する、二つ目に、都市計画道路整備の考え方を整理することで、事業の必要性を確認する、三つ目に、優先整備路線周辺の関係者に概ねの整備時期をお知らせすることです。

対象路線は、見直し検討により、整備の必要性が高い路線とされている「存続候補」と「変更候補」から選定しました。対象路線は整備予定時期により、4つに分類し、その中で、「優先整備路線」グループⅠは、事業化に向けた準備をしており、概ね5年以内の事業化を目指す路線、グループⅡは、概ね5年から20年以内の事業化を目指す路線に位置付けました。なお、優先整備路線の選定は継続して取り組みます。

3ページをご覧ください。続いて、選定方法について、ご説明いたします。選定は、次の三段階で考えました。まず、①で見直しの評価、これまでの見直し作業で、各路線の有効性、必要性を整理、検証し、整備が必要なことが確認された「存続候補」と「変更候補」を選定の対象とします。次に、②で、後ほど説明する「優先整備路線選定の考え方」に基づき、優先整備路線を選定します。続いて、③で、優先整備路線の中から、既に概略設計を実施するなど、事業化に向けた準備をしている路線を優先整備路線 グループⅠとして選定します。

「優先整備路線の考え方」としましては、道路ネットワークの連続性と上位計画との整合が重要であると考えており、2つに該当する路線を優先整備路線に位置付けます。具体的には、道路ネットワークの連続性は、周辺の都市計画道路が整備済又は事業中であり、当該路線の整備により、道路ネットワークが成立する路線です。上位計画とは、長野都市計画区域マスタープランや長野市都市計画マスタープランなどで位置付けられている路線です。以上の考え方で、路線を選定しました。

4ページをご覧ください。優先整備路線の位置図です。事業中路線は、ピンク色で記載しており、市で整備を行っている路線は、No.1~3の川中島幹線、山王小柴見線、七瀬居町線です。優先整備路線は青で記載しており、グループⅠには、北部幹線、返目浅川線、三輪幹線、松岡大豆島線を、グループⅡには、県庁小柴見線、新町返目線、川中島幹線、豊野北線を位置付けています。また、事業中路線のNo.12~29は、国と県が現在事業を実施している路線です。

お手元にお配りしました資料3-2につきましては、ご説明した内容が記載された、優先整備路線の位置図及び路線一覧表となります。説明は以上です。

○議長 ご説明ありがとうございました。見直し案を作ったら、今度はどこから手をつけていくのかということで、2ページにあるような形でグループ分けをして、優先順位をつけて整備を進めていくということで、前回の審議会でもご説明していただいた内容とかなりの部分、重複しているところでございますが、改めて整理をして、報告をいただいたというところでございます。

何か事務局からのご説明でお気づきの点とか、ご質問等ありましたら、よろしくお願いいいたします。いかがでしょうか。

グループ分けにつきましては、前回も前々回も説明していただいたところでございますの

で繰り返しになりますが、皆さんによく分かっていただくということでご説明をしていただきました。

何かお気づきの点があとありましたら、事務局の方に問い合わせていただければと思います。このイにつきましても、その他のイにつきましても議事を終了させていただきます。

その他、委員の皆様方から何かございましたらよろしくお願ひいたします。よろしいですか。ありがとうございました。

以上で議事が全て終了となりましたので、議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

◎閉会

○司会 ありがとうございました。ここで次回の審議会日程についてご案内いたします。次回の審議会につきましては、11月13日午後2時より、本日と同じこちらの第一・第二委員会室で開催を予定しております。詳細が決まりましたら、改めてご通知させていただきますので、よろしくお願ひいたします。終わりに都市計画課 課長の轟から、閉会のご挨拶を申し上げます。

○事務局 委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございました。本日は新任期での最初の審議会でございましたが、この審議会は将来にわたって持続可能なまちづくりを進めるために、大変重要な役割を担っている審議会でございます。柳沢会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、今後2年間、特段のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、第90回長野市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。

なお、お車でお越しの方で駐車券の処理をされてない方は、お帰りの際に受付の方へ行っていただければありがとうございます。よろしくお願ひします。

長野市都市計画審議会運営要綱第6の規定により署名する。

令和6年 9月 4日 議長(会長)

柳沢吉保

令和6年 9月 11日 署名委員

伊東亮一

令和6年 9月 19日 署名委員

小池宏明

